

富労発基 0130 第1号  
令和5年1月30日

関 係 各 位

富山労働局長



業務改善助成金の拡充に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する支援策として、「**業務改善助成金**」制度を設けています。この「業務改善助成金」制度は、事業場内で最も低い時間給を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

今般、令和4年12月から「業務改善助成金」の「助成上限額」と「助成対象経費」などが拡充され、より活用しやすくなりました。

さらに、富山県では、業務改善助成金の上乗せ補助として「**富山県賃上げサポート補助金**」制度が設けられています。

つきましては、貴機関・団体におかれましては、これまでも業務改善助成金の周知・広報に御配慮を賜ってきたところですが、拡充された業務改善助成金制度についても、リーフレット配付並びに広報・機関誌及びホームページへの記事掲載等により周知・広報に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレット等の電子データは、賃金引き上げ特設ページからダウンロードすることができますので、必要に応じて御活用ください。

厚生労働省ホームページ 業務改善助成金



【お問い合わせ先】

○業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（TEL:0120-366-440）へ

○業務改善助成金の申請先は、富山労働局雇用環境・均等室（TEL:076-432-2740）へ

○富山県賃上げサポート補助金に関する申請・お問い合わせは、

富山県商工労働部労働政策課（TEL:076-444-8897）へ

○本ご案内に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室（TEL:076-432-2735）へ、お問い合わせください。